

2 国家戦略特別区域法に基づく案件について

横浜駅周辺は、みなとみらい21地区、関内・関外地区とともに、横浜市の都心部に位置付けられています。横浜駅周辺においては、平成21年に「エキサイトよこはま22(横浜駅周辺大改造計画)」が策定され、国際都市横浜の玄関口として国際競争力のあるまちを目指したまちづくりが進められています。

横浜駅きた西口鶴屋地区は、平成22年5月に市街地再開発準備組合が設立され、共同化による土地の高度利用、基盤施設の改善等を図ることを目的として、市街地再開発事業の実現に向けた検討が進められてきました。そこで、横浜駅周辺の更なる国際競争力の強化を図り、また、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、横浜駅きた西口鶴屋地区第一種市街地再開発事業を都市計画決定するとともに、都市再生特別地区を都市計画変更することとしました。また、併せて計画的な市街地形成を図り、その環境を維持するため、横浜駅西口駅前・鶴屋町地区において地区計画を変更することとしました。

平成27年11月26日に東京圏国家戦略特別区域会議(第7回)において「横浜駅きた西口鶴屋地区」における国家戦略住宅整備事業及び国家戦略都市計画建築物等整備事業の計画素案が承認されました。また、東京圏国家戦略特別区域会議が東京圏国家戦略特別区域計画に国家戦略住宅整備事業及び国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めるに当たり、国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第16条第6項及び第21条第5項の規定に基づき、付議します。

1 国家戦略特別区域法における特例の活用

(1) 住宅容積率の特例：国家戦略住宅整備事業(第16条)

→国家戦略特別区域会議で承認された全国第1号の計画素案です。

(2) 都市計画法の特例：国家戦略都市計画建築物等整備事業(第21条)

■ 国家戦略住宅整備事業とは

容積率を緩和することにより、国家戦略特別区域内において産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な住宅の整備を促進する事業(当地区では、グローバル企業の誘致に不可欠な都心居住の促進に向け、グローバル企業の就業者等の生活支援に必要な機能を併設した、防災・環境性能に優れた住宅を整備)。

■ 国家戦略都市計画建築物等整備事業とは

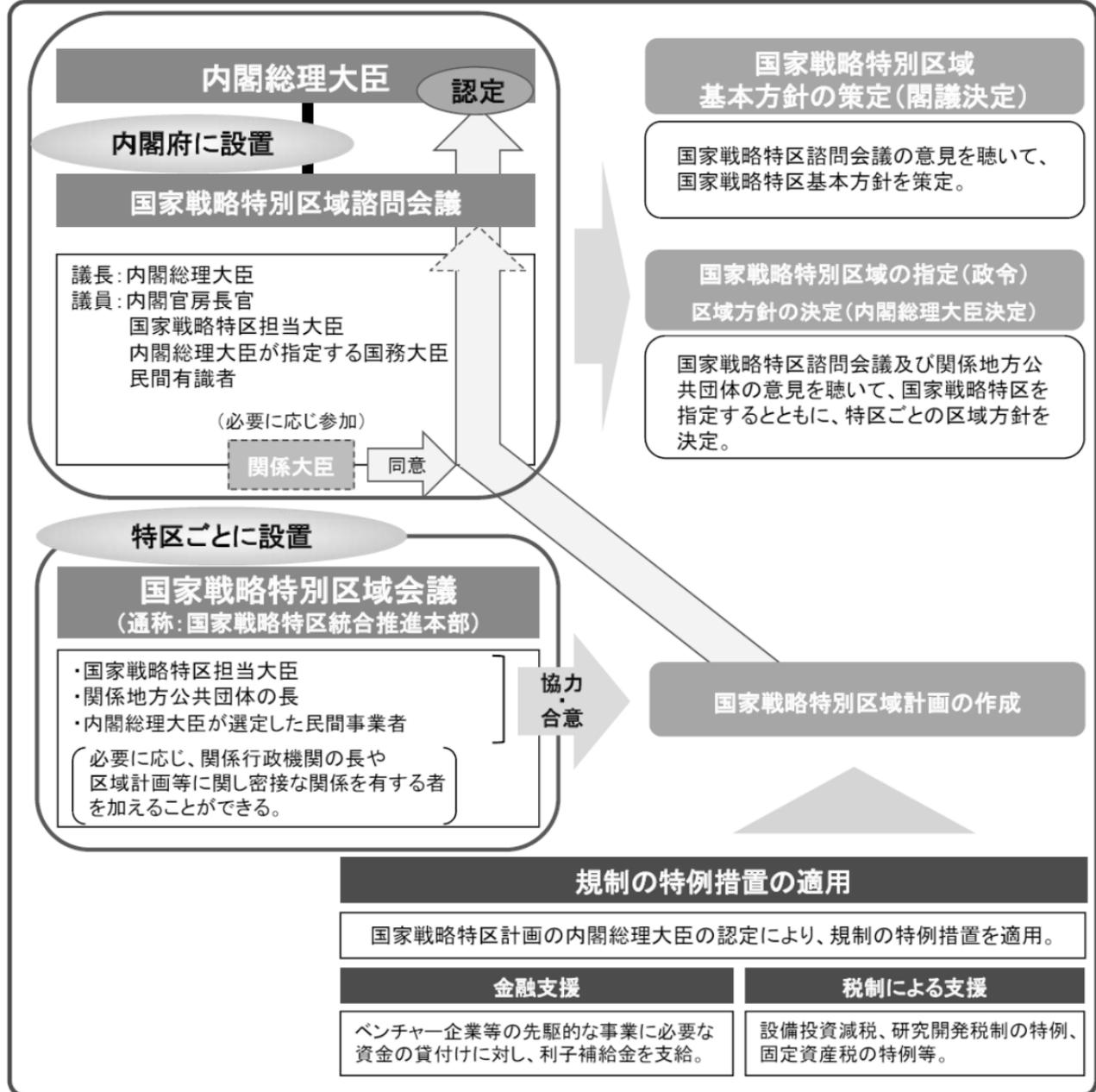
都市計画の決定又は変更をすることにより、国家戦略特別区域内において産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な建築物その他の施設の整備を促進する事業(当地区では、第一種市街地再開発事業の決定、都市再生特別地区の変更及び地区計画の変更)。

2 これまでの経緯と今後の手続について

平成27年11月26日	東京圏国家戦略特別区域会議(第7回)にて承認
平成28年1月15日	都市計画素案等説明会
平成28年6月	東京圏国家戦略特別区域会議が横浜市都市計画審議会に付議
平成28年度(予定)	東京圏国家戦略特別区域会議
平成28年度(予定)	内閣総理大臣の認定(都市計画決定・変更)

国家戦略特別区域法の概要

経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、国が定めた**国家戦略特別区域**において、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定める。



構造改革特区との連携

- 国家戦略特区に関する提案のうち、構造改革の推進等に資すると認められるものは、構造改革特区の提案とみなして構造改革特区として支援。
- 構造改革特区の規制の特例措置について、国家戦略特区計画に記載し総理の認定を受けることで活用が可能。

施行期日

- 公布日(平成25年12月13日)から施行。
- ただし、次の規定は、政令で定める日(平成26年4月1日)から施行。
 - 国家戦略特別区域計画の認定等に関する規定
 - 国家戦略特別区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置等